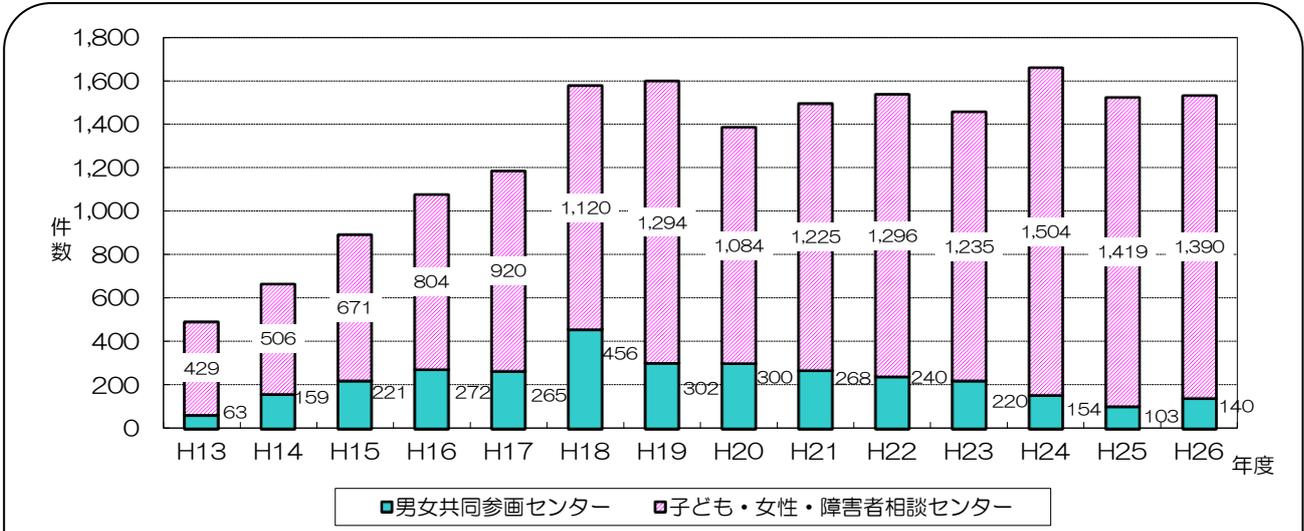


## 5 男女間の暴力

### (1) ドメスティック・バイオレンス(DV)に関する相談状況



資料：子ども未来課、青少年・男女共同参画課調べ

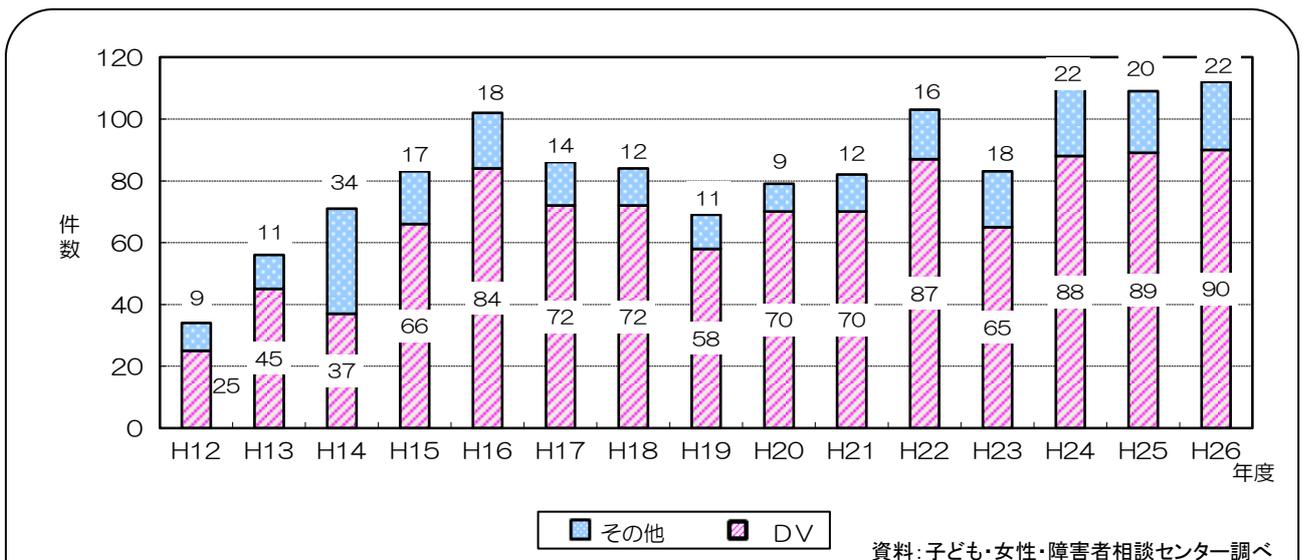
※ドメスティック・バイオレンス(DV):

英語の「domestic violence (家庭内の暴力)」をカタカナで表記したもので、明確な定義はないが、近年、国内では主に「配偶者や恋人などから加えられる暴力」という捉え方で使用している。

★ポイント★

- ◇ 県男女共同参画センター及び県子ども・女性・障害者相談センターにおけるDVに関する相談件数は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が施行された平成13年度以降大幅に増加し、平成18年度以降は横ばいになっている。
- ◇ 平成26年度の相談件数は1,530件で、前年度より8件増加している。

### (2) 子ども・女性・障害者相談センターにおける一時保護状況

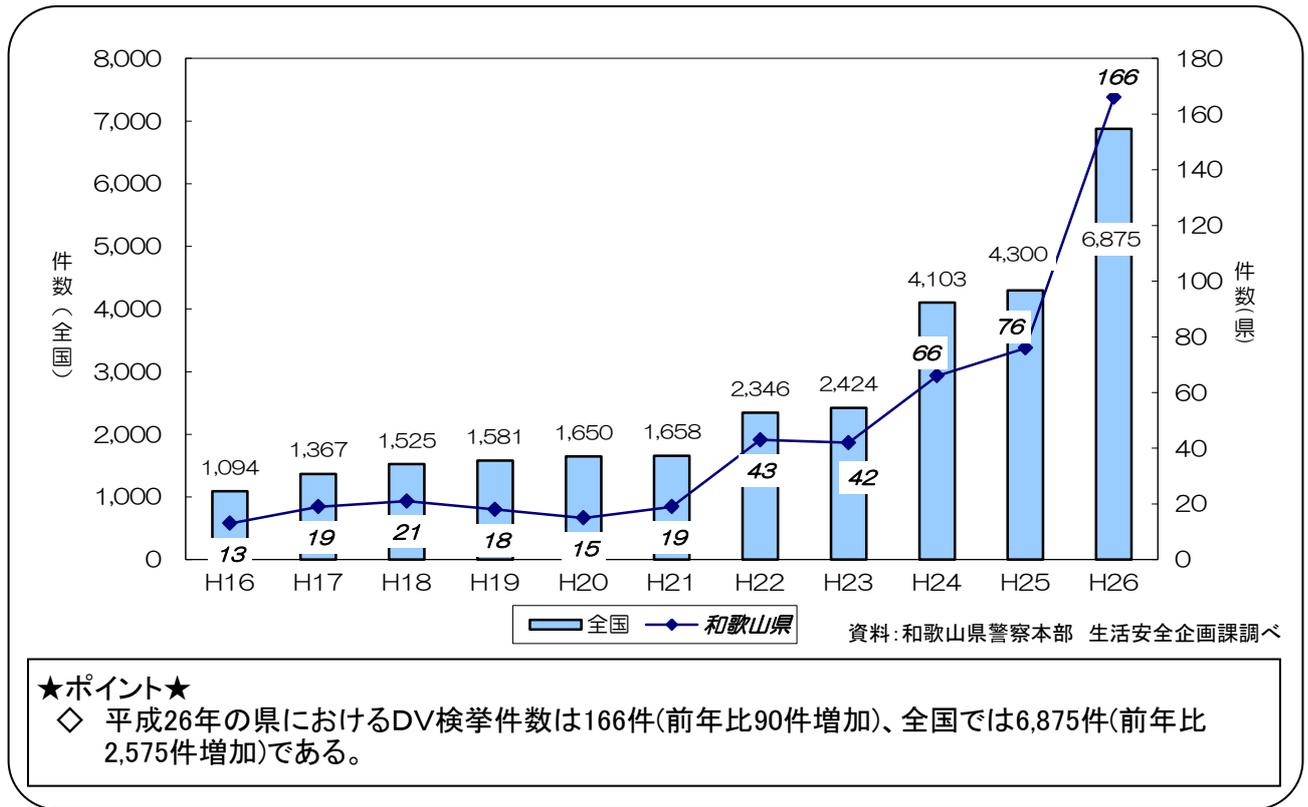


資料：子ども・女性・障害者相談センター調べ

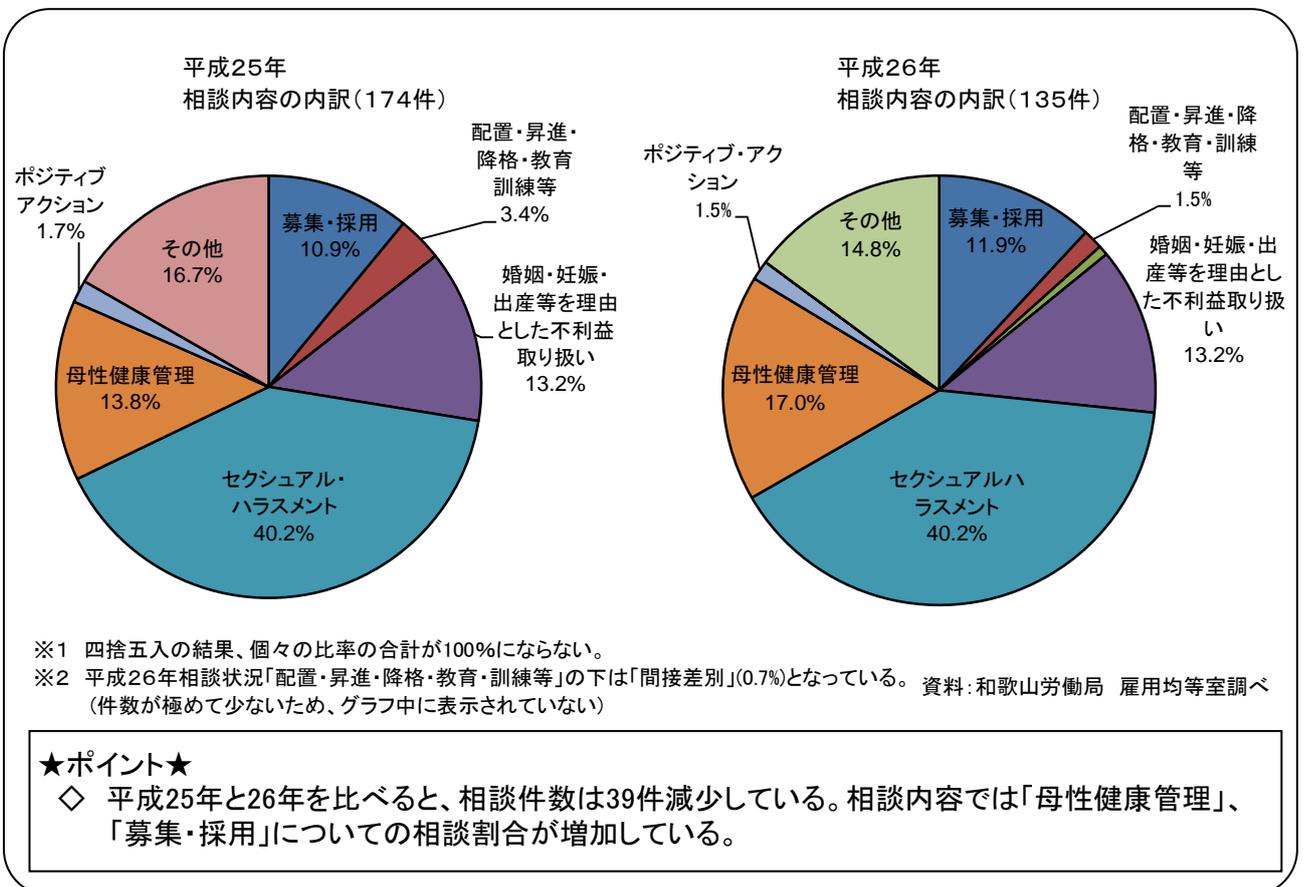
★ポイント★

- ◇ 県子ども・女性・障害者相談センターにおける平成26年度の一時保護件数は112件で、前年度よりも3件増加した。うちDV被害者は前年度より1件増加した。

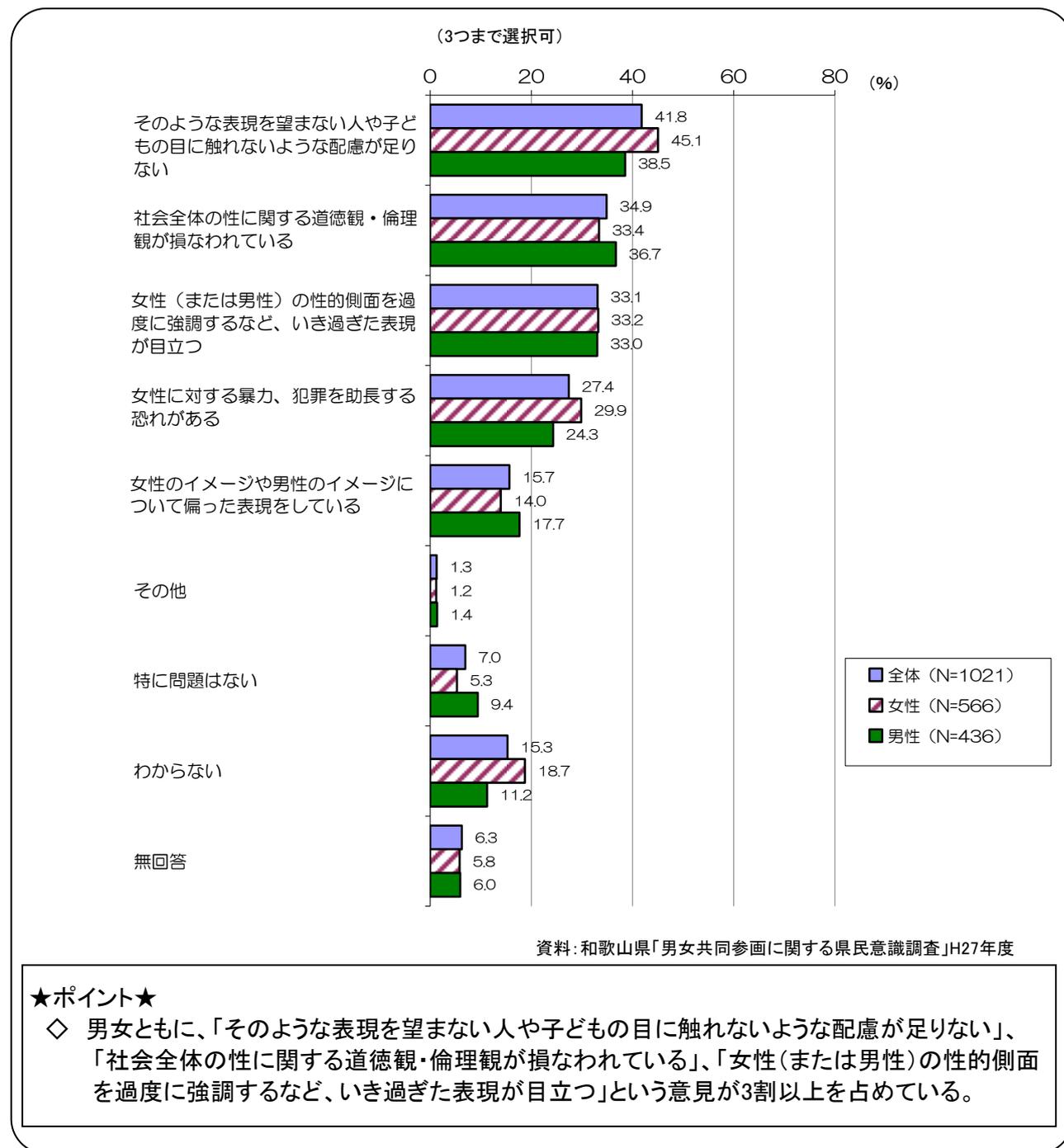
(3) DV(殺人、傷害、暴行等)の検挙件数



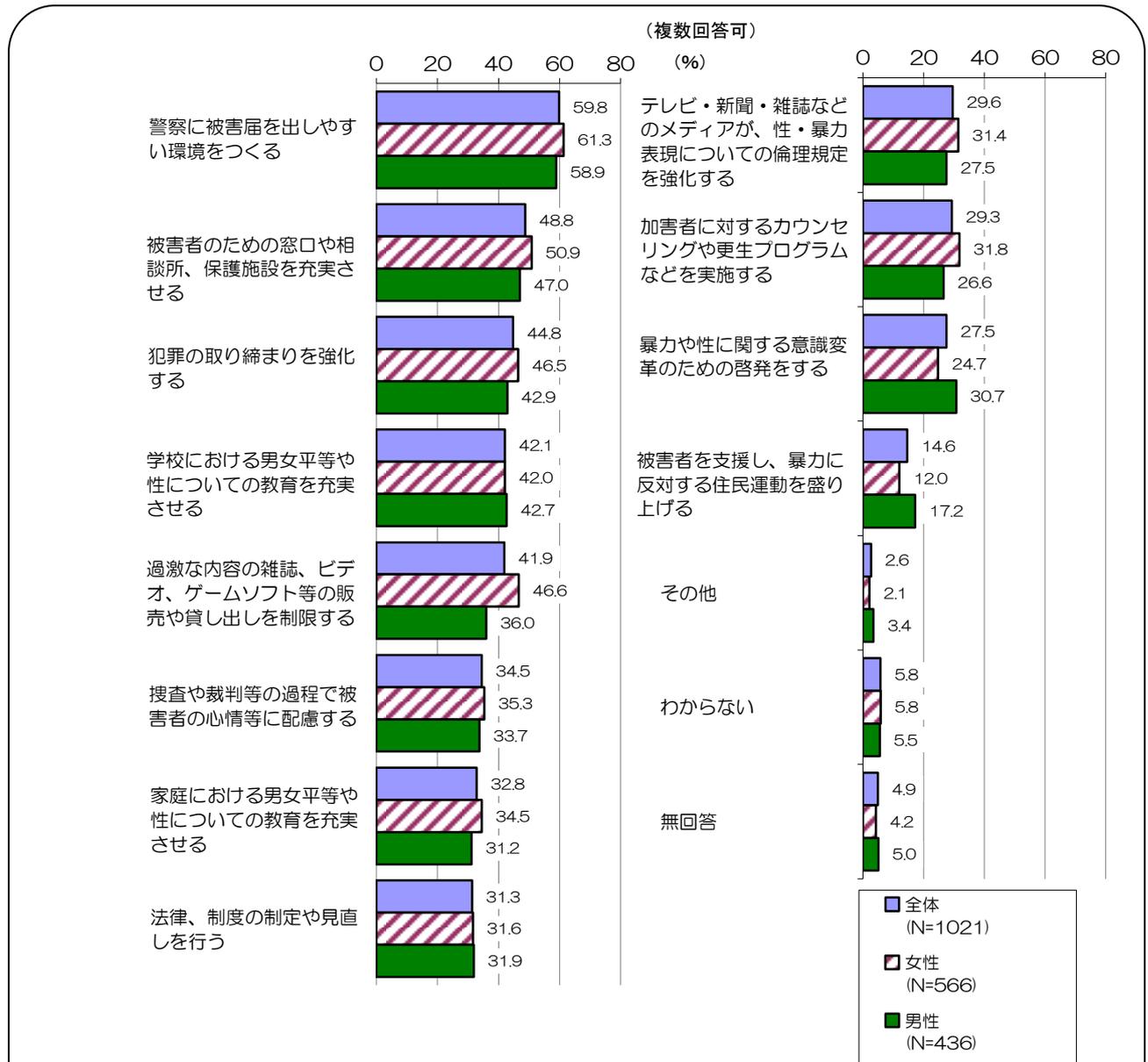
(4) 男女雇用機会均等法に関する相談状況



(5) メディアにおける性や暴力表現についての考え



(6) 性犯罪や配偶者からの暴力をなくすために必要なこと



資料：和歌山県「男女共同参画に関する県民意識調査」H27年度

★ポイント★

◇ 全ての項目で男女間に大きな差はみられず、男女ともに「警察に被害届を出しやすい環境をつくる」が約6割と最も多く、次いで「被害者のための窓口や相談所、保護施設を充実させる」が約5割、「犯罪の取り締まりを強化する」が4割を超えている。